

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の概要

判事の員数を40人増加し、判事補の員数を25人減少し、裁判官以外の裁判所の職員の員数を13人減少する。

1 骨子

判事の員数を40人増加し、判事補の員数を25人減少し（第1条関係）、裁判官以外の裁判所の職員の員数を13人減少する（第2条関係）。

2 留意事項

本法律案は、予算関連法案である。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の概要

立法の目的

下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を増加する等の措置を講ずるとともに、裁判所の事務を合理化し及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少する必要がある。

法律案の概要

①判事の員数を40人*¹ 増加する。

・ 2,085人 → 2,125人 (第1条関係)

②判事補の員数を25人*² 減少する。

・ 952人 → 927人 (第1条関係)

※ 民事訴訟事件・家庭事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を増加し、判事補の員数を減少しようとするもの。

③裁判官以外の裁判所の職員の員数を13人減少する。

・ 21,848人 → 21,835人 (第2条関係)

※ 家庭事件の適正かつ迅速な処理及び事件処理の支援のための体制強化等を図るため、裁判所書記官を15人*³、裁判所事務官を44人それぞれ増員するとともに、他方において、裁判所の事務を合理化し及び効率化することに伴い、技能労務職員等を72人*⁴ 減員し、以上の増減を通じて、裁判官以外の裁判所の職員の員数を13人減少しようとするもの。

*1 判事 40人 (15人+判事補からの振替25人) *2 判事への振替25人

*3 書記官 15人 (13人+速記官からの振替2人) *4 定員合理化70人+書記官への振替2人

施行期日

平成31年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日



裁判所職員定員法の一部を改正する法律

裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「二、〇八五人」を「二、一二五人」に、「九五二人」を「九二七人」に改める。

第二条中「二万千八百四十八人」を「二万千八百三十五人」に改める。

附 則

この法律は、平成三十一年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

理由

下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を増加する等の措置を講ずるとともに、裁判所の事務を合理化し及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

第一条 下級裁判所の裁判官の員数は、次の表のとおりとする。

区分	員数
高等裁判所長官	八人
判事	二、一二五人
判事補	九二七人
簡易裁判所判事	八〇六人

第二条 裁判官以外の裁判所の職員（執行官、非常勤職員、二箇月以内の期間を定めて雇用される者及び休職者を除く。）の員数は、二万千八百三十五人とする。

現行

第一条 下級裁判所の裁判官の員数は、次の表のとおりとする。

区分	員数
高等裁判所長官	八人
判事	二、〇八五人
判事補	九五二人
簡易裁判所判事	八〇六人

第二条 裁判官以外の裁判所の職員（執行官、非常勤職員、二箇月以内の期間を定めて雇用される者及び休職者を除く。）の員数は、二万千八百四十八人とする。

**裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
用例集**

本則関係

「第一条の表中「二、〇八五人」を「二、一二五人」に、「九五二人」を「九二七人」に改める。」の例…………… 1 ページ

「第二条中「二万千八百四十八人」を「二万千八百三十五人」に改める。」の例…………… 1 ページ

附則関係

「この法律は、平成三十一年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。」の例…………… 1 ページ

理由関係

「下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を増加する等の措置を講ずるとともに、裁判所の事務を合理化し及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。」の例…………… 1 ページ

平成三十年十二月
法務省大臣官房司法法制部

裁判所職員定員法 関係
用例集

【「本則」関係】

- ① 「第一条の表中「二、〇八五人」を「二、一二五人」に、「九五二人」を「九二七人」に改める。」の例

○ 裁判所職員定員法の一部を改正する法律（平成三十年法律第十四号）

第一条の表中「二、〇三五人」を「二、〇八五人」に、「九七七人」を「九五二人」に改める。

- ② 「第二条中「二万千八百四十八人」を「二万千八百三十五人」に改める。」の例

○ 裁判所職員定員法の一部を改正する法律（平成三十年法律第十四号）

第二条中「二万千八百八十三人」を「二

万千八百四十八人」に改める。

【「附則」関係】

- ③ 「この法律は、平成三十一年四月一日又はこの法律の公布の日の日から起算して六月を超えない範囲内において、この法律の公布の日の日から起算して六月を超えない範囲内において、この法律の公布の日の日から施行する。」の例

○ 裁判所職員定員法の一部を改正する法律（平成三十年法律第十四号）

この法律は、平成三十年四月一日又はこの法律の公布の日の日から起算して六月を超えない範囲内において、この法律の公布の日の日から施行する。

【「理由」関係】

- ④ 「下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を増加する等の措置を講ずるとともに、裁判所の事務を合理化し及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少する

必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。」の例

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律（平成三十年法律第十四号）
平成三十年・第九十六回国会提出合本

下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を増加する等の措置を講ずるとともに、裁判所の事務を合理化し及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

【説明資料】

法務省大臣官房司法法制部

資料目次

1	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の概要	1
2	判事の増員と判事補の減員の理由について	2
3	判事補の定員の減少に関する経過措置を定めないことについて	9
4	裁判官の定員の増員等	11
5	増員経費内訳	12
6	別紙(1～5)	13

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の概要

法 務 省

1 改正の必要性及び趣旨

下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を増加する等の措置を講ずるとともに、裁判所の事務を合理化し及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少する必要がある。

2 法律案の内容

(1) 判事の員数を40人増加し、判事補の員数を25人減少すること（第一条関係）

民事訴訟事件及び家庭事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を40人増加し、判事補の員数を25人減少しようとするものであり、これは、判事の定員を15人増員するとともに判事補の定員から判事の定員へ25人の振替を行うことにより、執務態勢の強化を図ろうとするもの。

(2) 裁判官以外の裁判所の職員の員数を13人減少すること（第二条関係）

家庭事件の適正かつ迅速な処理及び事件処理の支援のための体制強化等を図るため、裁判所書記官を15人、裁判所事務官を44人それぞれ増員するとともに、他方において、裁判所の事務を合理化し及び効率化することに伴い、技能労務職員等を72人減員し、以上の増減を通じて、裁判官以外の裁判所の職員の員数を13人減少しようとするもの。

3 施行期日

平成31年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

判事の増員と判事補の減員の理由について

1 前提となる状況

(1) 事件動向

民事訴訟事件は、近年、過払金返還請求事件の減少に伴い全体として減少傾向にあったが、ここ数年はおおむね横ばいで推移しているところ（別紙1・13頁）、社会経済情勢の変化、国民の権利意識の高揚などにより、裁判所に持ち込まれる事件は複雑・困難化しており、医療・建築などの典型的な専門訴訟だけでなく、多様化した金融取引、経済取引に端を発したものや、IT等先端的技术が関わるものなど類型化できないものが増え、また社会や経済活動に大きな影響を及ぼす判断が求められる事件も少なくない（別紙2・14から15頁）。

また、家事事件も全体として増加傾向が続いている上（別紙3・16頁）、高齢化社会の進展により、近時、成年後見関係事件の事件数が累積的に増加（成年後見等開始事件の増加に伴い、原則として被後見人等が死亡するまで継続的に後見人等による事務の監督を行っていく必要がある後見等監督処分事件が累積的に増加することになる。）している（別紙4・17頁）。

加えて、平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）が施行され、平成29年3月には同法に基づいて成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されたことにより、今後、利用者がメリットを実感できる制度・運用への改善が進み、各地域における権利擁護支援のための地域連携ネットワークや中核機関の整備が進んでいくことが想定される。これに伴い、潜在的に後見ニーズを持ちつつも申立てに至らなかった者からの後見等開始申立て（市町村長申立てを含む。）が増加することが予想され、また、これら後見等開始事件の増加により、後見等監督を行うべき対象事件も増加することが予想される。

(2) 判事及び判事補の職権の差異について

判事と判事補は、次のとおり、法律上職権に違いが設けられている。

裁判所法上、判事は、裁判官として完全な職権を有するのに対し、判事補は、他の法律に特別の定めがある場合を除いて1人で裁判することができず（同法第27条第1項）、また、同時に2人以上合議体に加わり、又は裁判長になることができない（同条第2項）。

(3) 判事及び判事補の定員のこれまでの充足状況

別紙5・18頁のとおり

(4) 来年度の判事の定員の充足の見込み

平成30年12月1日現在の判事の欠員は113であるが、平成32年1月までの判事の減耗数と同期間の判事補等からの任官者数（同期間に判事任官する判事補は約160人と見込まれる。）を考慮すると、40人の増員分も適切に充員できるものと見込んでいる。

2 判事増員の理由

前記1のとおり、民事訴訟事件は、社会経済情勢の変化等を背景として複雑困難化している。これらの複雑困難化する民事訴訟事件を適正迅速に処理するためには、事件処理に長けた判事の増員により、3人の裁判官によって構成される合議体による審理を更に充実強化していくことが必要である。

また、高齢化社会の進展等により、成年後見関係事件等が引き続き増加する中、成年後見制度利用促進基本計画に基づき、今後活発化する自治体や各種団体の取組に対し、裁判所としても積極的に対応していくことが求められており、そのためには日頃から成年後見関係事件を処理し、成年後見人の選任や監督等の実務について知見を有している判事の増員が必要である。また、家庭裁判所に持ち込まれる審判・調停事件の件数が引き続き高水準にある中、相続法制の改正に伴い新たに創設された審判類型の申立てに対しても適切に対応していく必要がある

ことから、職権に制限がなく、事件処理に長けた判事を増員する必要がある。

このような観点から、判事補からの振替を含む判事40人の増員を要求することとしたものである。

3 判事補減員の理由

判事補は、近年、100人を超える欠員が生じている状況が続いており、その充員のためには採用を増加させることが必要になるが、涉外弁護士事務所等との採用の競合等により裁判官にふさわしい資質・能力を備えた優秀な人材を確保することが困難となっていることや、裁判官のなり手である司法修習生の数が減少（平成19年：2380人 平成29年：1516人 平成30年：1482人）していること、弁護士からの判事補への採用も年間数名程度にとどまっていることから、判事補定員952人全てを充員することは困難な状況が続いている。

このことに加え、事件動向や事務処理状況、平成29年3月31日衆議院法務委員会附帯決議の趣旨等を踏まえて総合的に検討した結果、平成31年度は、判事補の定員のうち25人を事件処理に長けた判事に振り替えることにより、全体としての執務態勢の強化を図ることにしたものである（判事補の採用数については、平成29年度までの10年間はおおむね90人程度で推移している一方、判事補の身分を離れて行政官庁等で勤務をしている者の数は近年100人程度で安定しており、判事補全体では100人を超える欠員が生じているため、判事補25人の減員を行ったとしても、判事補の採用数を今後恒常的に減少させなければならない状況は生じないものと考えられる。）。

【参照条文】

○ 裁判所法（昭和22年法律第59号）

（一人制・合議制）

第26条 地方裁判所は、第二項に規定する場合を除いて、一人の裁判官でその事件を取り扱う。

2 左の事件は、裁判官の合議体でこれを取り扱う。但し、法廷ですべき審理及び裁判を除いて、その他の事項につき他の法律に特別の定があるときは、その定に従う。

一 合議体で審理及び裁判をする旨の決定を合議体とした事件

二 （略）

三 簡易裁判所の判決に対する控訴事件並びに簡易裁判所の決定及び命令に対する抗告事件

四 その他他の法律において合議体で審理及び裁判をすべきものと定められた事件

3 前項の合議体の裁判官の員数は、三人とし、そのうち一人を裁判長とする。

（判事補の職権の制限）

第27条 判事補は、他の法律に特別の定のある場合を除いて、一人で裁判をすることができない。

2 判事補は、同時に二人以上合議体に加わり、又は裁判長となることができない。

（地方裁判所の規定の準用）

第31条の5 第二十七条乃至第三十一条の規定は、家庭裁判所にこれを準用する。

（高等裁判所長官及び判事の任命資格）

第42条 高等裁判所長官及び判事は、次の各号に掲げる職の一又は二以上に在つてその年数を通算して十年以上になる者の中からこれを任命する。

一 判事補

二 簡易裁判所判事

三 検察官

四 弁護士

五 裁判所調査官、司法研修所教官又は裁判所職員総合研修所教官

六 前条第一項第六号の大学の法律学の教授又は准教授

2～4 （略）

（判事補の任命資格）

第43条 判事補は、司法修習生の修習を終えた者の中からこれを任命する。

○ 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）

（基本理念）

第3条 （略）

2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを

通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

- 3 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関（法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。）、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

（国の責務）

- 第4条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

- 第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係機関等の相互の連携）

- 第8条 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

（基本方針）

- 第11条 成年後見制度の利用の促進に関する施策は、成年後見制度の利用者の権利利益の保護に関する国際的動向を踏まえるとともに、高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

一～五 （略）

- 六 成年後見制度に関し国民の関心と理解を深めるとともに、成年後見制度がその利用を必要とする者に十分に利用されるようにするため、国民に対する周知及び啓発のために必要な措置を講ずること。

- 七 成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握、地域住民に対する必要な情報の提供、相談の実施及び助言、市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求の積極的な活用その他の必要な措置を講ずること。

八～十一 （略）

（成年後見制度利用促進基本計画）

第12条 政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画（以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 成年後見制度利用促進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 成年後見制度の利用の促進に関する目標

二 成年後見制度の利用の促進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、成年後見制度利用促進基本計画を変更しようとするときは、成年後見制度利用促進基本計画の変更の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、変更後の成年後見制度利用促進基本計画をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

○ 民法（明治29年法律第89号）

（特別の寄与）

第1050条（平成30年法律第72号による改正後のもの。施行日は平成31年7月1日である（平成30年政令第316号）。）

被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした被相続人の親族（相続人、相続の放棄をした者及び第八百九十一条の規定に該当し又は廃除によってその相続権を失った者を除く。以下この条において「特別寄与者」という。）は、相続の開始後、相続人に対し、特別寄与者の寄与に応じた額の金銭（以下この条において「特別寄与料」という。）の支払を請求することができる。

2 前項の規定による特別寄与料の支払について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、特別寄与者は、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができる。ただし、特別寄与者が相続の開始及び相続人を知った時から六箇月を経過したとき、又は相続開始の時から一年を経過したときは、この限りでない。

3 前項本文の場合には、家庭裁判所は、寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して、特別寄与料の額を定める。

4及び5 （略）

○ 家事事件手続法（平成23年法律第52号）

（審判以外の裁判）

第81条 （略）

2 （略）

3 審判以外の裁判は、判事補が単独ですることができる。

【参考】

○ 平成29年3月31日衆議院法務委員会附帯決議（抜粋）

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一、二 （略）

三 平成二十五年三月二十六日の当委員会の附帯決議を踏まえ、最高裁判所において、引き続き、判事補の定員の充足に努めるとともに、判事補の定員の在り方について、その削減等も含め検討していくこと。

四～六 （略）

判事補の定員の減少に関する経過措置を定めないことについて

前記のとおり、平成31年度は、事件動向や事務処理状況、司法修習生の修習を終えた者等からの判事補の充員状況等を踏まえて総合的に検討した結果として、判事補の定員のうち25人を判事の定員に振り替えることとしたものである。そして、別紙5・18頁のとおり平成30年12月1日現在で判事補の欠員が173名に達しており、判事補の任官時期であるため現在員が最も多くなる平成31年1月においても、判事補の欠員は100人を超えることが見込まれる。したがって、仮に平成31年4月1日に裁判所職員定員法の一部を改正する法律が施行され、判事補の定員を25人減少したとしても、判事補の現在員が定員を超過する可能性はないことから、判事補の員数を減少する時期についての経過措置は特段設けないこととしたものである。

なお、今回と同じく判事補の定員を減少させた平成22年度においては、下記のとおり、附則で経過措置を設けているが、これは以下のような理由に基づくものである。すなわち、同年度においては、裁判所法の一部を改正する法律（平成10年法律第50号）の施行による司法修習期間の短縮に伴い平成12年度に2期連続して判事補に採用した52期（平成12年4月87人採用）と53期（平成12年10月82人採用、52期と53期の採用人数計169人）が共に判事に任官するという特殊事情があり、平成12年以降、計11期分の判事補が在籍していたものが平成22年度以降は10期分しか在籍しないこととなるため、判事の純増45人のほかに判事補から判事へ20人の振替を行うこととしたものであるが、実際に53期の判事補が判事に任官するのは平成22年10月であった。そこで、それまでの間は、判事補の現在員が定員を超過しないように、暫定的に判事補の定員を従前どおり1020人に維持するという手当てを講ずることとしたものである。

【参照条文】

○ 裁判所職員定員法の一部を改正する法律（平成22年法律第11号）
附則

1 （略）

（平成二十二年九月三十日までの間における判事補の員数に関する特例）

2 判事補の員数は、平成二十二年九月三十日までの間においては、この法律による改正後の裁判所職員定員法第一条の規定にかかわらず、千二十人とする。

1 裁判官の定員の増員

区 分	理 由	員 数
判 事	(1) 民事訴訟事件の審理充実 (2) 家庭事件処理の充実強化	40

(注) 増員数は判事補からの振替 25 を含む。これに伴い、判事補は 25 減となる。

2 裁判官以外の裁判所の職員の定員の増減員

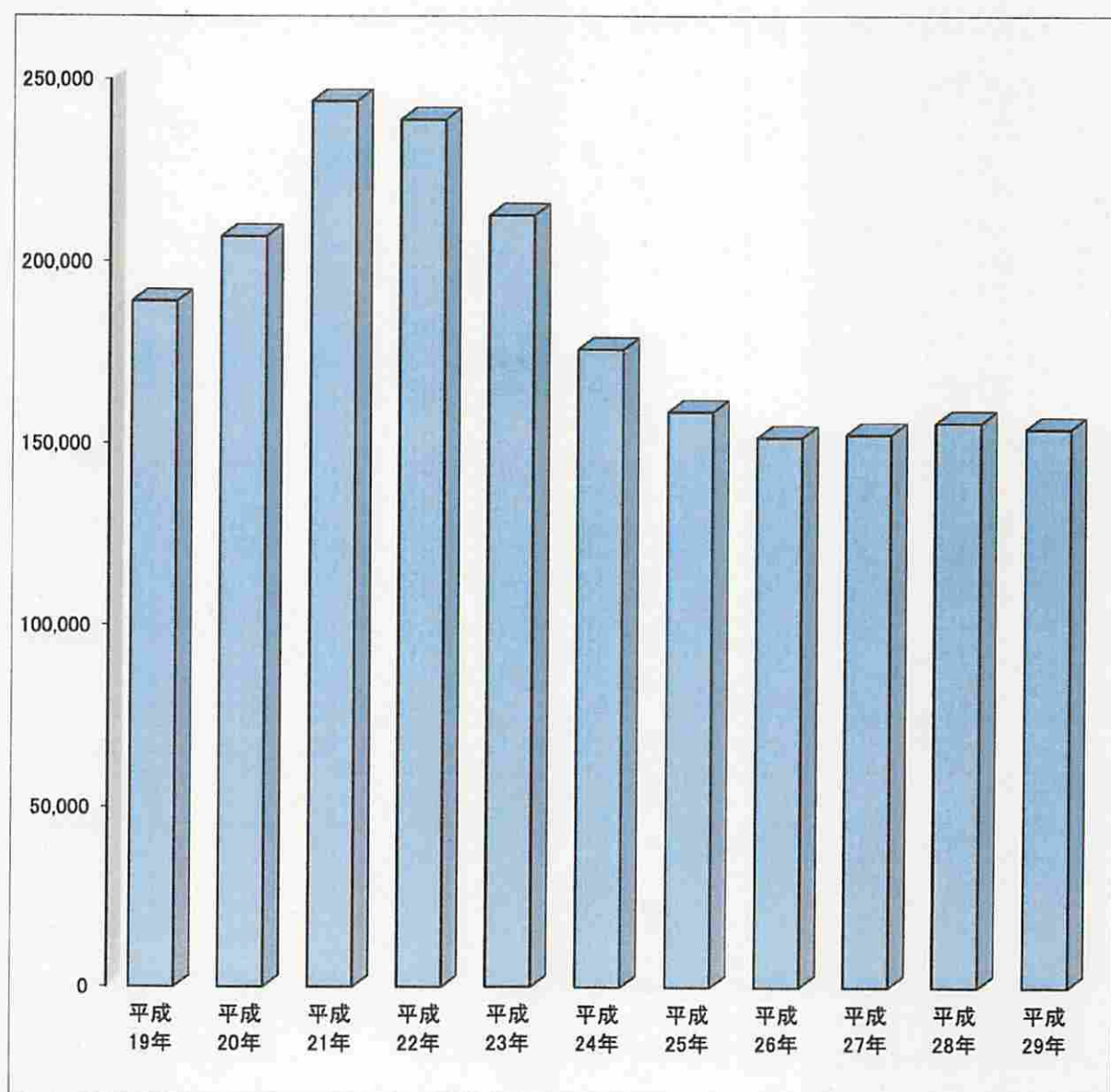
区 分	増 員		減 員		増減計
	理 由	員数	理 由	員数	
裁判所書記官	(1) 家庭事件処理の充実強化 (2) 国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進	15			15
裁判所速記官			録音反訳方式の導入による逐語録作成事務の効率化	-2	-2
裁判所事務官	(1) 事件処理の支援のための体制強化 (2) 国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進 (3) 障害者雇用の推進	44	事務処理の合理化	-20	24
技能労務職員			庁舎管理業務の合理化	-50	-50
合 計		59		-72	-13

平成31年度増員経費内訳

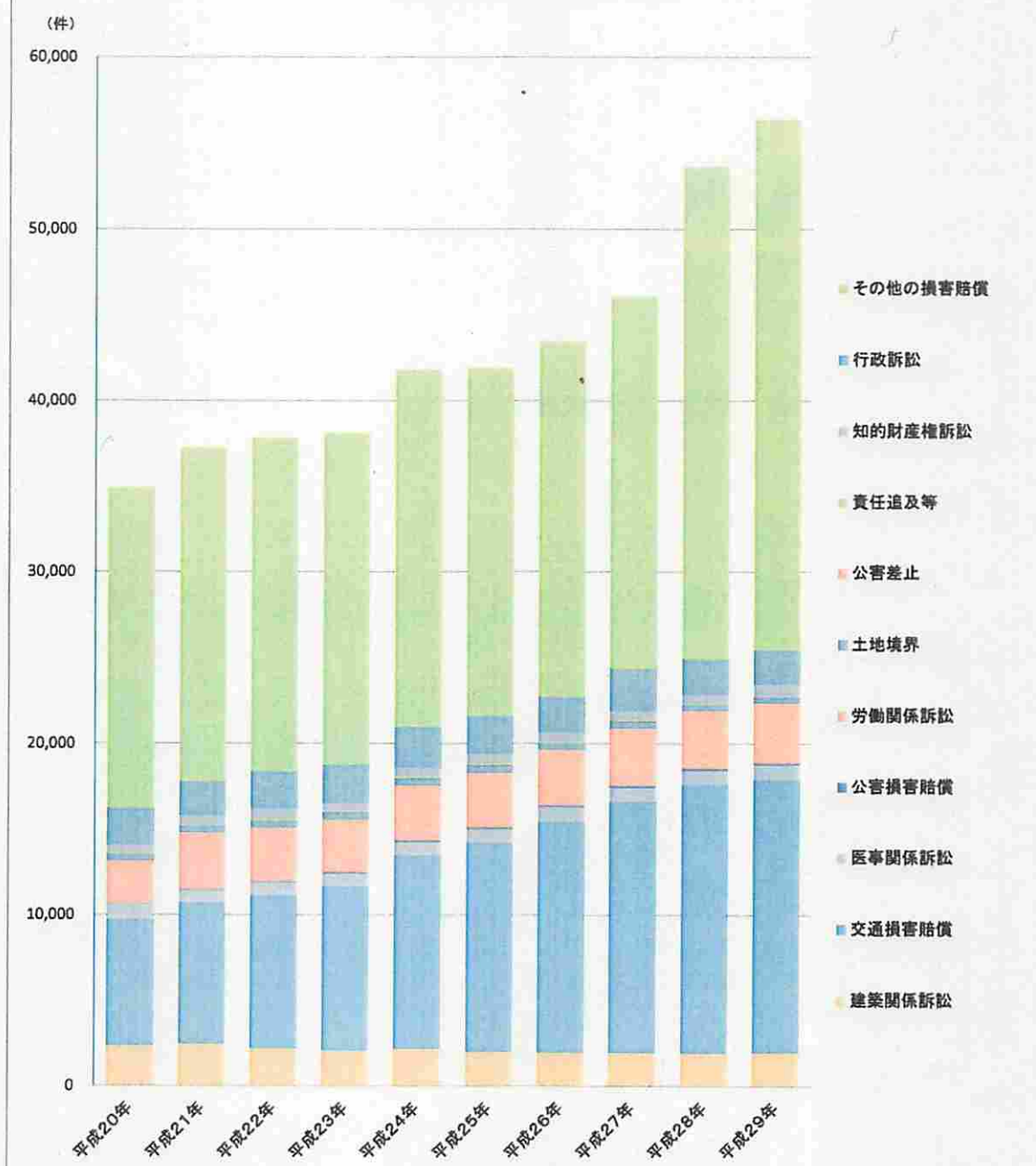
1 増員要求に伴う経費	
(1) 裁判官 (判事)	
人件費	80,510千円
(2) 裁判官 (判事補)	
人件費	△43,503千円
(3) 一般職 (書記官等)	
人件費	249,689千円
合計	286,696千円
2 定員合理化に伴う経費	
人件費	△427,039千円

民事訴訟事件（地方裁判所）

年次	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年
新受総数	189,037	206,952	243,909	238,889	212,596	175,765	158,660	151,636	152,529	155,739	154,100
対前年比	—	109.5%	117.9%	97.9%	89.0%	82.7%	90.3%	95.6%	100.6%	102.1%	98.9%



複雑困難類型の事件動向 (地方裁判所民事第一審)



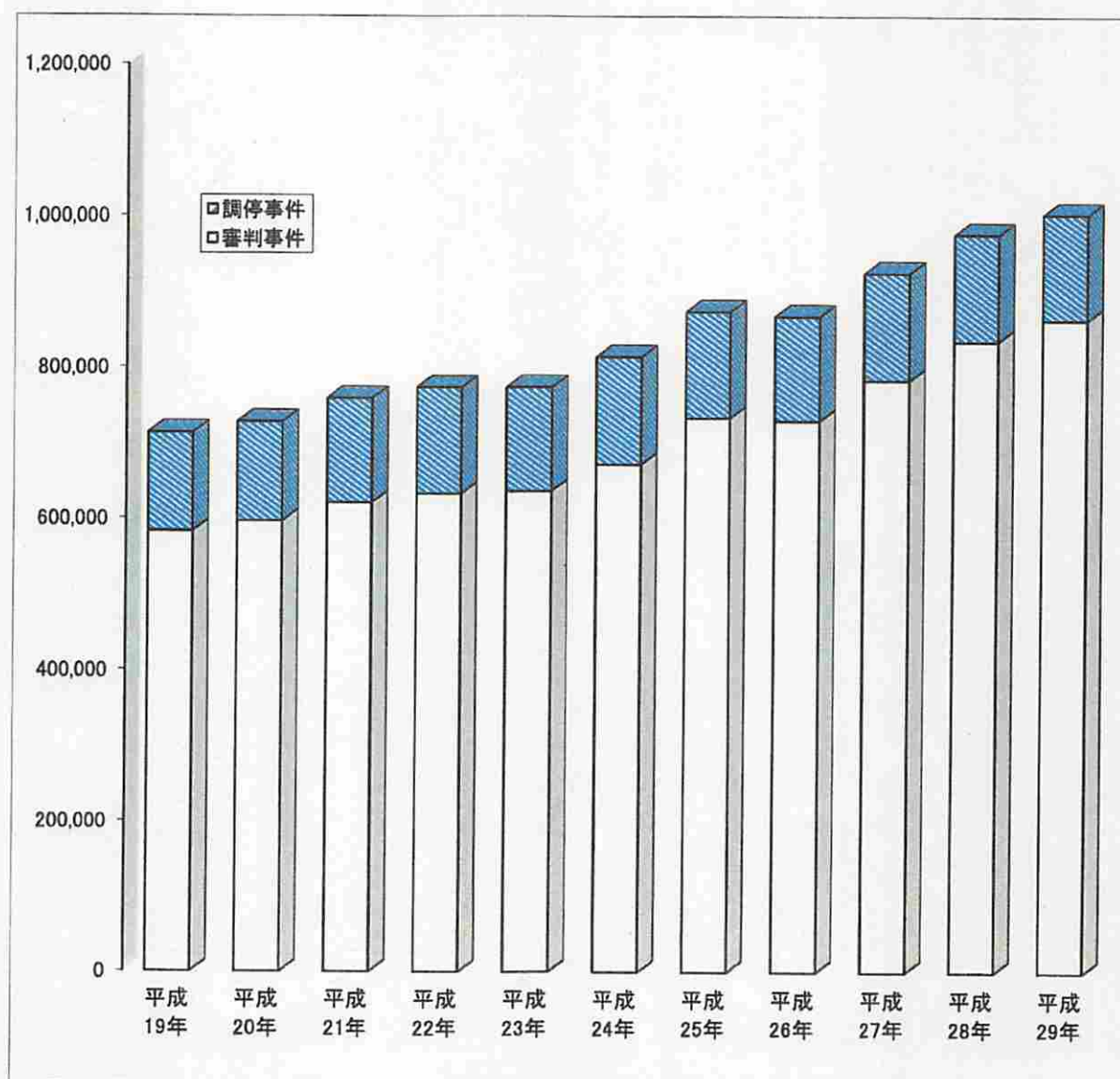
※ 平成26年の統計において、地方裁判所の民事第一審訴訟事件のうち、概ね1年以上の審理期間を要する事件類型を抽出したものの。

複雑困難類型の事件動向(地方裁判所民事第一審)

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
建築関係訴訟	2,390	2,489	2,231	2,108	2,221	2,037	1,998	1,977	1,966	1,982
交通損害賠償	7,383	8,263	8,925	9,598	11,302	12,224	13,495	14,692	15,704	15,997
医事関係訴訟	851	707	772	742	764	778	834	801	829	830
公害損害賠償	45	36	38	56	80	79	87	80	86	82
その他の損害賠償	18,704	19,475	19,485	19,348	20,838	20,306	20,734	21,668	28,743	30,912
労働関係訴訟	2,493	3,321	3,144	3,082	3,227	3,217	3,257	3,391	3,392	3,526
土地境界	405	408	414	408	408	420	396	407	367	348
公害差止	5	3	4	6	3	8	7	8	5	5
責任追及等	64	69	80	83	106	95	58	59	36	37
知的財産権訴訟	459	498	605	461	499	550	546	532	501	697
行政訴訟	2,170	2,029	2,195	2,268	2,417	2,237	2,106	2,486	2,094	2,011
複雑困難類型の事件数	34,969	37,298	37,893	38,160	41,865	41,951	43,518	46,101	53,723	56,427

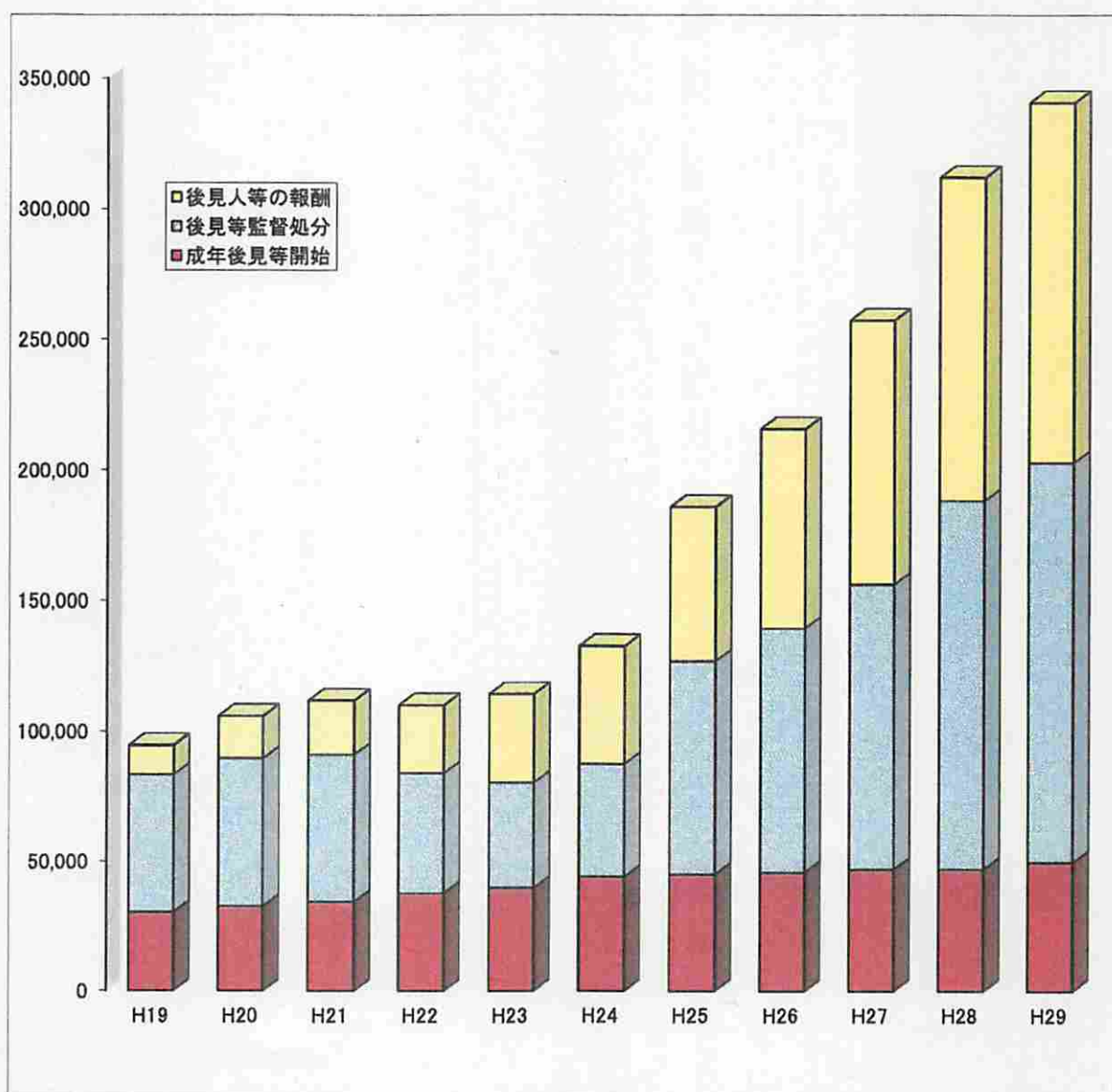
家事事件（家庭裁判所）

年次	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年
審判事件	583,426	596,945	621,316	633,337	636,757	672,683	734,227	730,608	784,088	835,713	863,886
対前年比	—	102.3%	104.1%	101.9%	100.5%	105.6%	109.1%	99.5%	107.3%	106.6%	103.4%
調停事件	130,061	131,093	138,240	140,557	137,390	141,802	139,593	137,207	140,822	140,640	139,274
対前年比	—	100.8%	105.5%	101.7%	97.7%	103.2%	98.4%	98.3%	102.6%	99.9%	99.0%
総数	713,487	728,038	759,556	773,894	774,147	814,485	873,820	867,815	924,910	976,353	1,003,160
対前年比	—	102.0%	104.3%	101.9%	100.0%	105.2%	107.3%	99.3%	106.6%	105.6%	102.7%



成年後見関係事件（家庭裁判所）

年次	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
成年後見等開始	30,370	32,738	34,413	37,879	39,863	44,231	45,092	45,838	47,043	47,181	49,710
後見等監督処分	53,070	56,993	56,720	46,218	40,475	43,448	81,995	93,657	109,253	141,219	153,254
後見人等の報酬	11,237	16,205	20,777	26,099	34,098	45,091	58,918	76,420	101,088	123,602	137,723
計	94,677	105,936	111,910	110,196	114,436	132,770	186,005	215,915	257,384	312,002	340,687
指数	100.0%	111.9%	118.2%	116.4%	120.9%	140.2%	196.5%	228.1%	271.9%	329.5%	359.8%



下級裁判所の判事・判事補の定員・現在員等内訳

区分 年度	判事			判事補			
	定員	現在員	欠員	定員	現在員	欠員	任官者
平成22年度	1,782	1,758	24	1,000	862	138	105
平成23年度	1,827	1,800	27	1,000	864	136	99
平成24年度	1,857	1,825	32	1,000	863	137	92
平成25年度	1,889	1,846	43	1,000	848	152	98
平成26年度	1,921	1,876	45	1,000	832	168	101
平成27年度	1,953	1,915	38	1,000	817	183	91
平成28年度	1,985	1,958	27	1,000	794	206	79
平成29年度	2,035	1,946	89	977	813	164	66
平成30年度	2,085	1,972	113	952	779	173	82

* 現在員は12月1日現在である。

* 任官者は12月2日から翌年12月1日までの数であり、弁護士からの任官者を含む。